

10月から順次、住民票の住所へ

詳細 企画課 ☎ 381・1015

マイナンバーを通知



●通知カードが届きます

10月から順次、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが届きます。通知カードは受取にサインが必要な転送不要の簡易書留で届きます。11月末を過ぎても届かない場合は、市民課（☎381・1020）へご連絡ください。マイナンバーはさまざまな手続きに使用されますので、大切に保管してください。

●マイナンバーって何？

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは、一人ひとりに12桁の個人番号を割り振り、複数の行政機関が利用することで、窓口の手続きが簡素化されるなど、行政の効率化や、国民の利便性向上を図る制度です。

●何に使うの？

年金などの社会保障・確定申告などの税金・災害対策の手続きに利用します。また、勤務先の手続きで必要になる場合があります。

通知カードはどんなもの？

通知カードはマイナンバーが記載された紙製のカードです。表面には、氏名、住所、生年月日が記載されています。

通知カード	
個人番号 1234 4567 8901	
氏名 番号 花子	
住所 北海道 江別市 ○○町○番地○	
平成 ○年 ○月○日 性別 女 江別市長	
発行 平成 27 年 10 月○日	

裏面	
表面の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。	
顔写真貼付欄 サイズ (縦 4.5cm × 横 3.5cm) 申請日 年 月 日 申請者氏名 (自署) 印	
●以下の電子証明書の詳細については、 同封の「ご案内」をご覧ください。 発行を希望しない電子証明書がある場合、下の「○」を裏に塗りつぶしてください。	
☐ 署名用電子証明書	☐ 利用者証明用電子証明書
●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。 ●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。 ●高額の記載事項のうち、「印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。 ●切り取った本紙はお問合せの際に必要になりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。	

●通知カードの注意点

通知カードは顔写真が掲載されませんので、窓口での本人確認の際には別途、顔写真が掲載された証明書などが必要になります。また、本人確認書類として利用可能な個人番号カードを申請する際に必要になりますので、紛失しないようにしてください。

●身分証明には個人番号カードを

個人番号カードは、顔写真付きで本人確認書類として利用可能なICカードです。通知カードに同封される申請書（左図、通知カード下部分）を提出することにより交付されます。（初回交付手数料については無料、申請は任意）なお、住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期間内は継続して利用できますが、個人番号カードの交付を受ける場合には返還していただきます（両方を所有することはできません）。

別途利用申請することで、個人番号カードで、証明書などコンビニ交付サービスの利用が可能です。

事業者の皆さんも準備を

●マイナンバー取り扱いの準備を

平成28年1月以降、民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続き、従業員の源泉徴収票の作成などにマイナンバーが必要となり、企業や団体に勤めている方は、勤務先に本人や家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、企業が外部の人に講演や原稿の執筆を依頼し、報

●個人情報を守ります

マイナンバーの管理は今までも、各行政機関が必要情報が必要な時だけに取扱う「分散管理」の仕組みを継続し、システム面においてはアクセス制御や通信の暗号化などにより、個人情報の漏えいを防止します。

マイナンバーは法令で定められた目的以外に使用することとは禁じられています。また、他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象になります。

マイナンバーの出前講座がスタート！

市では、ご希望に応じてマイナンバー制度の概要や個人番号カードなどについて、わかりやすく説明する出前講座を開始します。
（詳細・申込）企画課 ☎ 381-1015
または江別市ホームページへ

江別市 出前講座 マイナンバー

検索

●法人番号の通知

法人には、国税庁長官から登記されている所在地へ法人番号（13桁）が記載された通知書が送付されます（法人の支店・事業所などや個人事業主には付番されません）。

報酬を支払う場合においても、報酬から税金を源泉徴収しなければならぬため、マイナンバーを提供してもらう必要があります。



国勢調査の集計結果はいろいろなことに利用されています

女性の就職や雇用対策に



就業状態等基本集計（H29.4公表予定）では、産業・職業別の就業者数を男女別に調べ、雇用政策や女性の就業政策などの資料に。

少子高齢化社会対策に



人口等基本集計（H28.10公表予定）では、世帯構成や高齢者人口を調べ、高齢者や未婚者数を分析し、少子高齢化の対策に活用。

日本全国を詳しく知るために



人口速報集計（H28.2公表予定）では、全国市町村の最新人口・世帯数を調べ、学術研究や民間企業の需要分析資料として活用。

調査票の提出はお早めに！

国勢調査 2015

国勢調査にご協力をお願いします

調査員が訪問して調査票を配布しています。
10月7日（水）までに提出してください。



すでにインターネット回答をいた
だいたみなさん！
ご協力ありがとうございました！

未来のための大切な調査

国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象に行われます。地方交付税交付金の算定、世帯構成や高齢者人口の調査、雇用政策などに活用される重要な調査です。少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施します。

回答が得られない場合や不正確・不完全な回答があると、正確な統計が作成できず、行政の公平性や効率性が失われるおそれがあります。

また、「統計法」という法律による報告義務があり、回答を拒否したり虚偽報告をした場合の罰則も定められています。調査票には、ご自身の世帯の世帯員についてもれなく記入してください。

ご意見をお待ちしています パブリックコメント 「江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」

人口減少と地域経済縮小を克服することを目的として策定中の、「江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について総合戦略（案）がまとまりましたので、その内容について市民の皆さんのご意見を募集します。

募集期間：10月15日（木）まで

詳細・意見の提出方法：所定の様式または任意の様式で募集期間中に住所・氏名を明記し、持参・郵送（必着）、ファクス、Eメールで企画課地方創生担当へ。電話では受け付けていません。ご意見は、個人を特定せずに市ホームページなどで公開します。なお、意見提出者へ通知はしません。

提出先：企画課地方創生担当 〒067-8674 高砂町6

☎ 381-1015 FAX 381-1071 Email=kikaku@city.ebetsu.lg.jp

配布場所／企画課地方創生担当（市役所本庁舎2階）、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市役所大森出張所、水道庁舎、情報図書館、市民会館、各公民館、豊幌地区センター、野幌鉄南地区センター。※市ホームページでもダウンロード可能。

江別市子ども・子育て会議の市民委員募集

江別市の子どもが健やかに育ち、親は安心して出産や育児ができる社会を実現するため、市が行っている子育て支援施策の推進についてのご意見をいただきます。／対象：市内在住、18歳以上の子育て支援に関心のある方、主に平日昼間に開催の委員会に参加可能な方（年3～4回程度）。市の他の委員の方は除く。任期は平成27年11月から2年間。定員3名。

募集期間：10月1日（木）～20日（火）／応募方法：郵送、持参、ファクス、Eメール／応募用紙配布場所：子育て支援課（市役所本庁舎2階）、市役所1階情報公開コーナー、市ホームページ（詳細・申込）

子育て支援課子ども家庭係 〒067-8674 高砂町6
☎ 381-1408 FAX 381-1070 Email=kosodate@city.ebetsu.lg.jp

「かたり調査」にご注意！

国勢調査員は、総務大臣が任命する「非常勤国家公務員」です。調査の際には、その身分を証明する「国勢調査員証」を携行しています。

また、国勢調査では、金銭

を要求したりクレジットカード番号を聞いたりすることは絶対にありません。不審に思われた場合、速やかに市実施本部または国のコールセンターにお知らせください。

国勢調査に関するお問い合わせ

国勢調査コールセンター

☎ 0570-07-2015

IP 電話 03-4330-2015

国勢調査江別市実施本部

☎ 381-1402

国勢調査 Q & A

Q..調査票はどのように提出したらいいの？

A..調査員に直接お渡しいただくか、郵送で提出できます。調査員にお渡しする際、封入している場合、調査票は見ません。郵送の際は専用の郵送提出封筒でご郵送ください。いずれも回答が確認できない場合、後日調査員が再訪問します。

Q..個人情報を守られるの？

A..調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、「統計法」により、厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。